

◆地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	630,000千円
【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	18,738,060千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	社会福祉	224,601	4,027	4,518	216,056	269,691
	障害者福祉	3,169,059	2,256,300	21,769	890,990	
	高齢者福祉	623,129	11,549	77,119	534,461	
	児童福祉	6,396,352	3,595,131	400,460	2,400,761	
	生活保護	1,464,502	1,031,952	0	432,550	
	小計	11,877,643	6,898,959	503,866	4,474,818	
社会保険	国民健康保険事業	1,148,998	450,000	0	698,998	244,186
	介護保険事業	1,706,340	19,774	0	1,686,566	
	後期高齢者医療事業	2,002,319	336,255	0	1,666,064	
	小計	4,857,657	806,029	0	4,051,628	
保健衛生	医療に係る施策	998,298	13,555	36,355	948,388	116,123
	感染症等予防対策	251,476	8,198	0	243,278	
	健康増進対策	752,986	9,517	8,384	735,085	
	小計	2,002,760	31,270	44,739	1,926,751	
合計		18,738,060	7,736,258	548,605	10,453,197	630,000

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。